

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認秋田地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	4 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	3 件

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人の主張する標準報酬月額（47万円）であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額の記録を47万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年11月1日から16年4月21日まで

私が株式会社Aに勤務していた期間のうち、申立期間の標準報酬月額が減額訂正されているが、同社では営業の仕事をしており、当該減額訂正については全く聞かされていなかったため、申立期間の標準報酬月額について訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録において、申立人の申立期間の標準報酬月額は、当初申立人が主張する47万円と記録されていたところ、株式会社Aが厚生年金保険の適用事業所ではなくなった平成16年4月21日の直前の同年4月19日付けで、15年11月1日に遡及して9万8,000円に引き下げられていることが確認できる。

しかしながら、申立人から提出された給与明細書から、申立人は、申立期間において、その主張する標準報酬月額に相当する報酬月額が支給され、厚生年金保険料が控除されていたことが認められる。

また、滞納処分票により、申立期間当時、株式会社Aにおいて厚生年金保険料等の滞納があったことが確認できる。

一方、株式会社Aの閉鎖登記簿謄本から、申立人は、申立期間において同社の取締役であったことが確認できる。

しかしながら、申立人は、「私は、申立期間当時、株式会社Aの役員であったが、支店で営業を担当しており、社会保険の事務手続には関与していなかった。」と述べているところ、当時の同社の代表取締役は、「社会保険料を滞納していたため、私が一人で社会保険事務所の担当者と打合せを行い、申

立人及び私の息子の標準報酬月額の減額訂正に同意した。申立人には説明していなかったので、知らなかったはずである。」と述べている。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において当該遡及訂正処理を行う合理的な理由は無く、申立期間において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た 47 万円に訂正することが必要である。

秋田国民年金 事案 770

第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 4 月から同年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 39 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 4 月から同年 6 月まで

私は、申立期間当時、まだ収入が少なかったので、国民年金保険料の納付を免除してもらっていた。その後、少しずつ収入が増えてきたので、免除されていた保険料を後になってから納付したはずである。納付したのは母だが、「必ず納付した。」と言っている。年金事務所からは、「申立期間は時効により納付できない時期であった。」と言われたが、これまで時効のことは何も説明されていない。記録は未納となっている上、時効だと知らずに納付した保険料も戻ってこないというのはおかしいので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間の国民年金保険料については、私の母が納付したはずである。」と主張しているところ、オンライン記録によると、申立人の申立期間直後の昭和 60 年 7 月から 61 年 3 月までの保険料については、62 年 9 月 10 日に過年度納付されていることが確認できるものの、当該時点では、申立期間の保険料については時効となっており、制度上、納付できなかったと考えられる。

また、時効の前に申立期間の国民年金保険料を納付するためには、昭和 62 年 9 月 10 日よりも前に、別に納付しなければならないが、申立人の母親は、「昭和 60 年度の国民年金保険料については、納付時期は明確でないが、まとめて一回で納付した。」と述べており、別に納付したことはうかがえない。

さらに、申立人は、オンライン記録によると、申立期間の直前の昭和 59 年 5 月から 60 年 3 月までの国民年金保険料について申請免除の承認を受け、

その後、当該期間の保険料を平成5年5月から6年3月まで毎月追納していることが確認できる。ところ、申立期間についても申請免除の承認を受けていたとしているが、申立期間当時、免除申請の手続は、同一年度を単位として行われており、申立人の母親は、申立人の国民年金保険料の免除申請の手続について、「免除の手続を行うために、A市町村役場へ行ったのは一回だった。」と述べていることから、申立期間について免除申請の手続を行ったことはうかがえない。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 39 年 8 月 1 日から同年 11 月 1 日まで
② 昭和 40 年 9 月 1 日から 41 年 3 月 1 日まで
③ 昭和 41 年 5 月 1 日から 42 年 8 月まで

私は、昭和 39 年 8 月に知人の紹介で A 株式会社にて正社員として入社し、42 年 8 月に退職するまで継続して勤務し、給与から厚生年金保険料が控除されていた。

しかし、A 株式会社に係る厚生年金保険の加入記録が、昭和 39 年 11 月 1 日から 40 年 9 月 1 日までの期間及び 41 年 3 月 1 日から同年 5 月 1 日までの期間しかないため、申立期間についても厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「A 株式会社に係る厚生年金保険の加入記録が、昭和 39 年 11 月 1 日から 40 年 9 月 1 日までの期間及び 41 年 3 月 1 日から同年 5 月 1 日までの期間しかないが、39 年 8 月から 42 年 8 月まで正社員として継続して勤務していた。」と主張している。

しかしながら、申立人の A 株式会社に係る雇用保険の加入記録では、昭和 40 年 1 月 11 日に資格を取得し、同年 7 月 31 日に離職した記録以外は確認できない上、同社は既に解散していることから、申立人の勤務状況及び厚生年金保険の適用状況について照会することができない。

また、申立期間当時、A 株式会社に係る厚生年金保険の加入記録が確認できる 35 人及び申立人が名前を挙げた 5 人に照会し、そのうち 28 人から回答が得られたが、申立人が申立期間において、同社にて正社員として継続して勤務していたとする証言は得られなかった。

さらに、前述の 28 人のうち、A 株式会社において社会保険事務を担当していた者は、「時期は明確に記憶していないが、申立人は請負業者として当社の業務に従事し、途中で雇用され、その後また請負業者となった記憶がある。また、厚生年金保険の被保険者資格を喪失した者から厚生年金保険料を控除することはなかった。」と述べているところ、別の複数の者も、「申立人は請負業者だったので、請負業者として業務に従事していた期間については厚生年金保険に加入していなかったのではないかと思う。」と述べているほか、別の複数の者は、「入社して 3 か月ぐらいの試用期間があったと記憶している。」と述べている。

このほか、申立期間について、厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 30 年 7 月から 32 年 9 月まで
② 昭和 34 年 4 月から 36 年 1 月まで
③ 昭和 39 年 4 月
④ 昭和 43 年 10 月から 44 年 6 月まで

株式会社Aに入社しB支店に勤務した期間のうち、申立期間①の厚生年金保険の標準報酬月額が、昭和 30 年 7 月から 31 年 9 月までは 8,000 円、31 年 10 月から 32 年 9 月までは 1 万 2,000 円とされている。

申立期間②については、株式会社AのC支店に異動し勤務した期間のうち、昭和 34 年 4 月から同年 7 月までの標準報酬月額が 1 万 8,000 円から 1 万円に減額されており、同年 8 月から 35 年 7 月までは 1 万 4,000 円、35 年 8 月から 36 年 1 月までは 1 万 6,000 円とされている。

申立期間③については、株式会社AのD支店に異動した昭和 39 年 4 月の標準報酬月額が 3 万 3,000 円から 2 万円に減額され、申立期間④についても、標準報酬月額が 6 万円から 5 万 6,000 円に減額されている。

当時は毎年給与が上がっており、標準報酬月額よりも高い給与が支給されていたので、申立期間①から④までの期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、「株式会社Aに入社しB支店に勤務していた期間のうち、昭和 30 年 7 月から 31 年 9 月までの標準報酬月額が 8,000 円、31 年 10 月から 32 年 9 月までの標準報酬月額が 1 万 2,000 円とされているが、当時は基本給（7,500 円）以外に営業手当等の諸手当が支給されており、入社時は 1 万円ぐらい、入社して 3 か月後以降は 1 万

4,000円ぐらいの給与が支給されていた。」と主張している。

しかしながら、申立人が記憶する自身の入社時の基本給額（7,500円）に基づく標準報酬月額がオンライン記録の資格取得時の標準報酬月額と一致しているところ、申立人が記憶する株式会社AのB支店の後任者は、「私の入社時の基本給は7,200円で、他に諸手当が支給されていた。」と述べているが、この者が記憶する自身の入社時の基本給額（7,200円）に基づく標準報酬月額がオンライン記録の資格取得時の標準報酬月額と一致していることが確認できることから、申立期間①当時、同社同支店では、諸手当を除く基本給のみの金額を、資格取得時の標準報酬月額として届け出ていたものと推認される。

また、申立期間①を含む昭和29年度から31年度までの期間において、株式会社AのB支店に係る厚生年金保険被保険者の資格を取得している申立人と同年代の者が10人確認できるところ、当該10人の資格取得時の標準報酬月額は6,000円から1万円と決定され、その後の定時決定においても、申立人とほぼ同様の標準報酬月額で推移していることが確認でき、申立人の申立期間①の標準報酬月額のみが同僚より低額であるという事情は見当たらない。

2 申立期間②について、申立人は、「株式会社AのC支店に異動し勤務した期間のうち、昭和34年4月から同年7月までの標準報酬月額が1万8,000円から1万円に減額され、同年8月から35年7月までは1万4,000円、35年8月から36年1月までは1万6,000円とされているが、当時は毎年給与が上がっており、標準報酬月額よりも高い給与が支給されていた。」と主張している。

しかしながら、申立期間②を含む昭和31年度から35年度までの期間において、申立人と同様に株式会社Aの他支店からC支店に異動し、厚生年金保険被保険者の資格を新たに取得している者が19人確認できるところ、このうち4人について、申立人と同様に資格取得時の標準報酬月額が異動前より減額されていることが確認できる。

また、上記4人のうち一人については、申立人と同様に標準報酬月額が4等級下がっていることが確認できる上、当該4人のうち証言が得られた別の一人は、「自分の標準報酬月額の記録については納得している。」と述べており、申立人の申立期間②の標準報酬月額のみが同僚より低額であるという事情は見当たらない。

3 申立期間③について、申立人は、「株式会社AのD支店に異動した昭和39年4月の標準報酬月額が3万3,000円から2万円に減額されているが、当時は給与が下がることはなかった。」と主張している。

しかしながら、申立人と同様に、昭和39年4月に株式会社Aの他支店からD支店に異動し、厚生年金保険被保険者の資格を新たに取得している者

が二人確認できるところ、当該二人についても、申立人と同様に資格取得時の標準報酬月額が異動前より減額されていることが確認できる。

また、株式会社Aでは、昭和39年5月に本社一括で厚生年金保険の適用となり、申立人の標準報酬月額については、同年5月に2万円から2万8,000円に増額されていることが確認できるところ、上記の二人についても、同年5月に標準報酬月額が増額されていることが確認でき、このうち一人については、申立人と同様に標準報酬月額が4等級上がっていることが確認できる上、当該二人のうち証言が得られた一人は、「自分の標準報酬月額の記録については納得している。」と述べており、申立人の申立期間③の標準報酬月額のみが同僚より低額であるという事情は見当たらない。

- 4 申立期間④について、申立人は、「昭和43年10月から44年6月までの標準報酬月額が6万円から5万6,000円に減額されているが、当時は給与が下がることはなかった。」と主張している。

しかしながら、オンライン記録によると、申立人の申立期間④の標準報酬月額は、昭和43年10月1日の定時決定において6万円から5万6,000円に改定され、44年7月1日の随時改定において6万円に改定されているところ、申立人が記憶する申立人と同年代の複数の同僚についても、43年10月1日の定時決定において標準報酬月額が1等級下がる改定が行われ、44年7月1日の随時改定において標準報酬月額が1等級又は2等級上がる改定が行われていることが確認できる。

また、上記の同僚のほか、申立人と同時期に株式会社Aに入社した者の標準報酬月額と比較しても、申立人の申立期間④の標準報酬月額のみが低額であるという事情は見当たらない。

- 5 このほか、株式会社Aでは、「当時の資料は無い。」と回答しており、申立期間における標準報酬月額等について確認できないほか、オンライン記録、厚生年金保険被保険者原票及び厚生年金保険被保険者名簿に記録された申立人の標準報酬月額は、全て一致していることが確認できる上、これらの標準報酬月額の記録が訂正された形跡はみられない。

また、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、控除されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 10 月から 55 年 8 月まで

私が A 株式会社 B 工場に勤務した期間のうち、申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額が 15 万円から 13 万 4,000 円に減額されていることに納得できないので、申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の A 株式会社 B 工場に係る申立期間の標準報酬月額は、昭和 54 年 10 月 1 日の定時決定において 15 万円から 13 万 4,000 円に改定されているところ、申立人は、「申立期間の標準報酬月額が減額されていることに納得できない。」と主張している。

しかしながら、A 株式会社では、「申立期間当時の報酬月額及び標準報酬月額に関する資料は保管していないが、申立期間の標準報酬月額が減額されたのは、残業時間が減少し残業手当が減少したためと考えられる。また、その場合、一人だけが減額されていることはないと考えられるので、他の従業員も同様に減額されていると考えられる。」と回答しているところ、申立期間当時、A 株式会社 B 工場において申立人と同じ職種であった 6 人（申立人が名前を挙げた同僚一人を含む）の標準報酬月額を確認したところ、6 人とも申立期間の標準報酬月額が減額されていることが確認できる。

また、上記の 6 人のうち聴取できた二人は、「申立期間当時、残業時間の増減により給与の支給額に変動があったので、自分の標準報酬月額が減額した原因は、残業手当が減少したためだと思う。」と述べている。

このほか、申立期間の報酬月額及び厚生年金保険料控除額を確認できる給与明細書等の資料は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。